

年金業務・社会保険庁監視等委員会運営規則(案)

(趣旨)

第1条 年金業務・社会保険庁監視等委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、年金業務・社会保険庁監視等委員会令(平成19年政令第213号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第2条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。ただし、緊急の場合等はこの限りではない。

(議長)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(意見の開陳等)

第4条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(公開)

第5条 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録を公開しないことができる。

3 会議資料は原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4 委員会の終了後、委員長は記者会見を行い、議事内容を説明する。委員長は、必要に応じて記者会見の代理者又は記者会見に随伴する者を指名することができる。

(部会)

第6条 部会は、委員会から付託された事項について審議する。

2 部長は、部会における審議の経過及び結果を委員会において報告するものとする。

3 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替える。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年7月25日から施行する。